

第94期 中間決算公告

平成21年12月18日

沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 大城 勇夫

中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	29,247	預 金	1,468,339
コールローン	21,595	借 用 金	561
買入金銭債権	1,578	外 国 為 替	76
商品有価証券	2	社 債	10,000
金銭の信託	2,996	信託勘定借	3
有価証券	282,410	その他負債	7,178
貸出金	1,191,618	未払法人税等	78
外国為替	667	その他の負債	7,100
その他資産	15,021	賞与引当金	398
有形固定資産	19,549	退職給付引当金	1,203
無形固定資産	1,949	役員退職慰労引当金	188
繰延税金資産	14,370	睡眠預金払戻引当金	62
支払承諾見返	11,779	偶発損失引当金	122
貸倒引当金	6,494	再評価に係る繰延税金負債	3,077
		支 払 承 諾	11,779
		負債の部合計	1,502,992
		(純資産の部)	
		資 本 金	54,127
		資 本 剰 余 金	10,000
		資 本 準 備 金	10,000
		利 益 剰 余 金	18,664
		利 益 準 備 金	372
		その他利益剰余金	18,292
		優先株式消却積立金	9,464
		繰越利益剰余金	8,827
		自 己 株 式	83
		株主資本合計	82,708
		その他有価証券評価差額金	242
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	834
		評価・換算差額等合計	593
		純資産の部合計	83,301
資産の部合計	1,586,293	負債及び純資産の部合計	1,586,293

第94期中

平成 21年 4月 1日から
平成 21年 9月30日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		19,601
資 金 運 用 収 益	16,409	
(うち貸出金利息)	(14,748)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,481)	
信 託 報 酬	0	
役 務 取 引 等 収 益	2,472	
そ の 他 業 務 収 益	284	
そ の 他 経 常 収 益	435	
経 常 費 用		15,685
資 金 調 達 費 用	2,169	
(うち預金利息)	(2,048)	
役 務 取 引 等 費 用	1,497	
そ の 他 業 務 費 用	82	
営 業 経 費	10,565	
そ の 他 経 常 費 用	1,370	
経 常 利 益		3,916
特 別 利 益		723
特 別 損 失		22
税 引 前 中 間 純 利 益		4,617
法人税、住民税及び事業税	13	
法 人 税 等 調 整 額	1,843	
法 人 税 等 合 計		1,857
中 間 純 利 益		2,760

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5～50年

その他 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 12,801 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 394 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,747 百万円、延滞債権額は 13,805 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 1,227 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,184 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 19,964 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 13,087 百万円であります。
7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間期末残高の総額は 41,879 百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 21,934 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 63,813 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
8. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,943 百万円あります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 24,268 百万円
預け金 34 百万円
その他資産 2 百万円
担保資産に対応する債務
預 金 11,092 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 52,726 百万円及び預け金 15 百万円を差し入れております。
子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。
また、その他資産のうち保証金は 531 百万円あります。
10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 152,864 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 151,927 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 16,704 百万円
 13. 社債は全額劣後特約付社債であります。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 580 百万円であります。
 15. 1 株当たりの純資産額 1,968 円 81 銭
 16. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 10.29%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 702 百万円、貸出金償却 323 百万円及び株式等償却 240 百万円を含んでおります。
 2. 1 株当たり中間純利益金額 70 円 32 銭
 3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 62 円 36 銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	8,081	8,339	257
地方債	12,465	12,553	88
社債	18,152	18,838	685
合計	38,699	39,731	1,031

注 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）
 該当ありません。
 3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,079	7,798	1,281
債券	211,589	214,387	2,798
国債	159,083	161,088	2,004
地方債	4,500	4,576	76
社債	48,006	48,722	716
その他	21,127	19,199	1,927
合計	241,795	241,385	410

注 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて 30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。
 当中間期における減損処理額は株式 237 百万円であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格と理論価格の乖離が拡大し市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,223百万円増加、「繰延税金資産」は884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,339百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割引くことで、価格を算出しています。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	394
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	2,554
事業債	580

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）

該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上 額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の 信託	2,996	2,996	-

注 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	5,794	百万円
税務上の繰越欠損金	4,070	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,466	
有税償却有価証券	1,734	
減価償却超過額	819	
その他有価証券評価差額金	167	
その他	563	
繰延税金資産小計	15,617	
評価性引当額	1,244	
繰延税金資産合計	14,373	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	2	
繰延税金負債合計	2	
繰延税金資産の純額	14,370	百万円

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

りゅうぎんビジネスサービス 株式会社

りゅうぎんオフィスサービス 株式会社

株式会社 りゅうぎん総合研究所

株式会社 りゅうぎんディーシー

りゅうぎん保証 株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当する会社はございません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当する会社はございません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 1社
会社名

株式会社 琉球リース

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当する会社はございません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当する会社はございません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

- (2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

(平成21年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	29,278	預 金	1,463,949
コールローン及び買入手形	21,595	借 用 金	1,976
買入金銭債権	1,578	外 国 為 替	76
商品有価証券	2	社 債	10,000
金銭の信託	2,996	信 託 勘 定 借	3
有 価 証 券	282,458	そ の 他 負 債	11,979
貸 出 金	1,191,271	賞 与 引 当 金	429
外 国 為 替	667	退 職 給 付 引 当 金	1,267
そ の 他 資 産	21,014	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	188
有形固定資産	19,587	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	62
無形固定資産	1,952	偶 発 損 失 引 当 金	122
繰延税金資産	15,434	再評価に係る繰延税金負債	3,077
支払承諾見返	11,855	支 払 承 諾	11,855
貸 倒 引 当 金	9,212	負債の部合計	1,504,987
		(純資産の部)	
		資 本 金	54,127
		資 本 剰 余 金	10,043
		利 益 剰 余 金	19,359
		自 己 株 式	98
		株 主 資 本 合 計	83,431
		その他有価証券評価差額金	243
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		土 地 再 評 価 差 額 金	834
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	592
		少 数 株 主 持 分	1,468
		純資産の部合計	85,492
資産の部合計	1,590,480	負債及び純資産の部合計	1,590,480

平成21年 4月 1日から
平成21年 9月30日まで

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		20,585
資金運用収益	16,664	
(うち貸出金利息)	(14,997)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,487)	
信託報酬	0	
役務取引等収益	3,131	
その他の業務収益	284	
その他の経常収益	504	
経常費用		16,025
資金調達費用	2,183	
(うち預金利息)	(2,045)	
役務取引等費用	1,222	
その他の業務費用	82	
営業経費	10,961	
その他の経常費用	1,573	
経常利益		4,560
特別利益		733
特別損失		22
税金等調整前中間純利益		5,272
法人税、住民税及び事業税		256
法人税等調整額		1,880
法人税等合計		2,136
少数株主利益		241
中間純利益		2,893

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5～50年

その他 3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,801百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

連結される子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を行っておりません。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 143 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,085 百万円、延滞債権額は 14,376 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 1,281 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,732 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 21,475 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,087 百万円であります。
7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は 41,879 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 21,934 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 63,813 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,943百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,268百万円

預け金 34百万円

貸出金 228百万円

その他資産 2百万円

担保資産に対応する債務

預 金 11,092百万円

借入金 125百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,726百万円及び預け金15百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産のうち保証金は532百万円あります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は169,522百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが168,584百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 16,779百万円

13. 社債は全額劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は580百万円あります。

15. 1株当たりの純資産額 1,987円64銭

16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）10.47%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額858百万円、貸出金償却366百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 73円71銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 65円36銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	8,081	8,339	257
地方債	12,465	12,553	88
社債	18,152	18,838	685
合計	38,699	39,731	1,031

注 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,082	7,800	1,282
債券	211,589	214,387	2,798
国債	159,083	161,088	2,004
地方債	4,500	4,576	76
社債	48,006	48,722	716
その他	21,137	19,208	1,929
合計	241,809	241,396	,413

注1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は株式237百万円であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格と理論価格の乖離が拡大し市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,223百万円増加、「繰延税金資産」は884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,339百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国内の証券会社が算出した価格を採用しております。価格の算出方法は、市場金利を基に算出される将来の10年国債利回りを用いて、各利払い時点の金利収入を算出し、金利収入と償還元本を国債利回り等を用いた割引率で現在価値に割引くことで、価格を算出しています。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式 事業債	2,841 580

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 9 月 30 日現在）

該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計 上額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の 信託	2,996	2,996	-

注 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。